

## 令和6年度 農林水産物直販所経営力向上支援業務委託仕様書

### 1 業務の背景と目的

#### 【背景】

本県の農林水産物直販所（以下「直販所」という。）は、農産物の購入先であるだけでなく、人が集う地域の拠点であり、特に中山間地域では、商店等の社会インフラとしての機能を持つ等、直販所を中心とした地域の活性化等に大きな期待が寄せられている。

しかしながら、生産者の高齢化等により、品揃えや時期により出荷物（量・品目等）に偏りが生じるなど、店舗運営を継続していく上での課題がある。さらに、今後、生産者及び出荷量が減少していくことで、店舗を維持することが難しくなることが考えられ、直販所の店舗数の減少が懸念される。

こうした状況下にあって、生産者所得を確保し中山間地域の振興を図るためには、直販所間の商品・情報の相互供給での直販所の売上向上による店舗経営の維持に向け取り組む必要がある。

#### 【目的】

令和6年度においては、直販所間における商品・情報の相互供給ネットワークの構築に向け、直販所間取引に参加を希望する直販所が自立して商品・情報の取引が出来るよう具体的手法を確立することを目的とする。

### 2 委託期間

契約日から令和7年3月7日（金）

### 3 業務の内容

#### 【用語の説明】

農林水産物直販所

生産者が自ら生産した農林水産物等（加工品等を含む。）を、地域内外の消費者へ直接販売することを目的に、農林漁業者、市町村、公社、第3セクター、農林漁業協同組合、民間事業者等が設置及び運営し、有人かつ周年営業する施設。

#### （1）直販所間の商品・情報の相互供給ネットワークの構築

##### ①汎用アプリケーション（LINE）を活用した直販所間取引

LINEを活用した直販所間の商品取引について、運用開始に向けた仕様決定と、試験運用を行う。

また、試験運用の結果をふまえ、次年度以降本格運用に向け、運用方法についての報告書や使用方法のマニュアル作成を行う。

##### ②直販所間取引の成立

直販所間の商品取引について県が示す農林水産物直販所リストを参考に、商品取引についての意向及び、これまでに商品の取引を行ったことがない相手直販所との取引に関するニーズや取引希望商品についての調査を行う。

調査をもとに、商品取引の成立に向け実践を支援する店舗を県と協議のうえ抽出する。抽出した店舗について、取引の具体的な方法を提案し、商品取引を実践させる。取引を実践するなかで出てきた課題については解決策を提案し、その効果について、手法を件と協議したうえで検証する。

取引実施にむけ取組を行った直販所については、取組に関する内容や取引店舗等情報をとりまとめ県に報告する。

同様に県と協議のうえ、直販所間の商品取引を希望する直販所の参考となるモデルケ

ースを2事例選定し、情報公開が可能な媒体にとりまとめ、県に提出する。

③2店舗間の商品取引の拡大支援及び自立的な商談、情報交換の実施に向けた取組

2店舗間の直販所において商品取引を行う店舗数を増加させるため、情報交換や商品取引に意欲的な店舗を集め取引実施に向けた交流商談会を開催、運営する。

(2) 実施スケジュール（予定）

3（1）①の業務・・・③の交流商談会の開催時までには仕様決定と試験運用を行い、運用方法や使用方法についての報告を交流商談会実施時に行う

3（1）②の業務・・・契約後1ヶ月以内を目途に商品取引についての意向等調査を行う。

調査結果をもとに直販所間の商品取引の実践等取組を進め、令和7年1月中旬に事例内容についてとりまとめを行う。同年2月にとりまとめた内容を基に県と協議のうえ、モデルケース2事例を選定し、契約完了日までに情報をとりまとめ県へ報告する。

3（1）③の業務・・・開催日については県が令和6年6月に実施する直販所間交流商談会開催日以降の日程で実施することとし、県と協議のうえ日程を調整すること。

(3) 実施にあたっての留意点

①3（1）の業務実施に係る調整は受託先が行い、内容については必要に応じ県と協議をしながら対応すること。

②店舗責任者及び関係者等に対し、実施目的・内容等を丁寧に説明し、クレーム及びトラブル等の発生時には、迅速に対応し、対応結果を県と共有する。

③プロポーザル説明会時、県から提示する農林水産物直販所リスト（高知県内の直販所の名称や住所を記載した資料）及び令和4年度及び令和5年度農林水産物直販所経営力向上支援業務成果報告書を参考に、県内における直販所の現状や課題を理解したうえで、業務を実施すること。

(4) 対象経費

本委託業務の対象経費は、報酬、旅費、謝金、通信運搬費、会場費、使用料、印刷製本費、消耗品費等、準備・協議(打ち合わせ)及び成果報告書の作成、その他本業務の実施にあたり発生する経費で必要と認められるもの。

なお、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」により行うものとする。

4 成果品

(1) 実施成果報告書

① 実施成果等を一冊にまとめた報告書（A4横書き：正副2部）。

報告書は、表紙及び目次等を付し、項目毎に整理した上で契約終了日までに以下に記載する事項について記載し報告する。

- ・令和6年度における事業実施項目ごとの取組内容、成果、課題等を記載すること
- ・3（1）の②にて課題に対する検証を行い、取引が成立した事例や成立に至らなかった事例について取組内容（課題や課題検証内容、取引時期や商品、他事業所が参考にする際工夫できる点など）や店舗に関する情報、同様に直販所間の商品取引を希望する店舗への情報共有の可否についてを記載する。

また、モデルケースとなる2事例についての情報を店舗情報を選定した理由とと

もに広報可能な媒体にまとめ記載すること。

- ・ 3（1）の①のLINEを活用した直販所間取引方法について仕様内容、運用方法、操作マニュアルについて記載又は資料の添付を行うこと。
  - ・ 次年度以降の取組に向けた提案や課題解決方法を記載すること。
- ② データベース化した上記①の実施成果等を記録したCD-ROM 1枚を合わせて提出すること。

なお、成果品、データの取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・ 成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、高知県に帰属する。また、成果品の作成者は成果品に対し著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- ・ 納品された成果品の返却は行わない。

## 5 留意事項

- (1) 本業務の達成に必要な一切の経費は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、本業務の進行状況等を随時報告するほか、県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。  
また、受託者は、県の求めに応じて協議の場を設けるとともに、協議を行った際には内容についての報告書（別記第 1 号様式）を作成し県に提出すること。
- (3) 本業務の目的を達成するために、県担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこの指示に従う。
- (4) 受託者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密を、受託期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。また受託者は、本業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (5) 本業務について、契約書に示す検査の他、国及び県の職員による事業場等の立入検査が実施されることも想定されるため、受託者は検査対象となった場合は協力すること。
- (6) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は本業務の内容を変更する必要があるときは、県と協議のうえ対応すること。

打ち合わせ記録簿

作成日： 年 月 日

作成者：

第 回	打合せ概要： について								
事業名	委託業務								
発注者	農産物マーケティング戦略課 ( 担当)				受注者				
	課長	補佐	チーフ	担当					
出席者	発注者				日 時	打ち合わせ令和 年 月 日 時			
	受注者				場 所	会議・電話			
					方 法	会議 ・ リモート ・ 電話			
<p>●打合せ資料をもとに本業務の着手打合せを行い、以下の通り協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ資料：仕様書・業務計画書・業務内容について確認事項（発注者資料）</li> </ul> <p>1 業務内容・実施計画・業務の進捗について</p> <p>2 仕様書・契約内容について（該当がある場合記載）</p> <p>3 提出（打合せ）資料について</p> <p><b>（重要チェック項目）</b> ⇒あればチェックして内容と対応を記載</p> <p><input type="checkbox"/>仕様内容の変更に係る事項があるか？ あれば変更がある場合、変更箇所と内容と対応</p> <p><input type="checkbox"/>金額・実施内容の変更に係る事項はあるか？ あり ・ なし</p> <p><input type="checkbox"/>その他、特記事項</p>									